令和２年○月○日

参　考

介護サービスご利用の皆様へ

○○居宅介護支援事業所

管理者　○○○○○

居宅介護支援費の算定について

　日頃より、新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解いただきありがとうございます。

　このたび、国の通達により、ご利用者の方が新型コロナウイルス感染を予防するため介護サービスのご利用を控えられる場合でも、別紙のような対応を居宅介護支援専門員（ケアマネジャー）が行った場合は、居宅介護支援費の算定を行うことができることとなりました。

　つきましては、○月分から居宅介護支援費の算定をさせていただきます。

なお、居宅介護支援費の算定につきましては、ご利用者からご負担いただく費用はございません。

※この対応は、新型コロナウイルス感染症の影響による場合に限った取扱いでございます。

【別紙】

≪算定対象となる例≫

・介護サービスを利用されず、ケアマネジャーが月に複数回の訪問等の対応を行った場合。

・介護サービスを利用されず、ケアマネジャーが医療機関や事業所等と連携して対応した場合。

・介護サービスを利用されず、ケアマネジャーが、ご利用者の方の、身体的、精神的な悪化を防ぐための情報提供とその取組みの確認を行った場合。

・ご家族が介護等に疲れてあり、利用者の方は、支援が必要な状態であり介護サービス利用望ましいが、介護サービスを利用されず、ケアマネジャーが複数回の連絡等でフォローを行った場合。

≪算定できない例≫

・ケアマネジャーによる月１回の生活状態の電話確認のみでは算定しません。

・家族等が介護サービスに代わる支援を行うことになり、介護サービスの利用が休止状態となり、ケアマネシャーの月１回の生活状況確認のみでは算定しません。